

事業譲渡契約書

事業譲渡契約書

株式会社整理回収機構（以下「甲」という）と信用組合京都商銀（以下「乙」という）は、乙の事業の全部を甲及び近畿産業信用組合へ譲渡する一環として、その一部を甲に譲渡するにつき、以下のとおり契約を締結する。

（契約の主旨）

第1条 乙は、平成14年5月27日（以下「事業譲渡日」という）をもって、本事業譲渡契約書の条項によって、その範囲が定められた乙の事業を、同条項の定めに従い、甲に譲渡し、甲はこれを譲り受けるものとする。

但し、事業譲渡日については、手続の進行に応じ必要のあるときは、甲、乙が協議のうえ、これを変更することができる。

（譲渡事業の範囲）

第2条 前条の規定により乙が甲に譲渡する事業の範囲は、譲渡日現在における乙の資産並びに負債（金融整理管財人が預金の調査を行った結果、真正権利者が把握できなかった預金を含む）のうち、別表譲渡資産・負債一覧表記載のもの及びこれらに付随する一切の権利義務（以下「譲渡財産」という）とする。

（事業の対価）

第3条 乙が甲に譲渡する事業の対価は、無償とする。

（譲渡財産の引渡し等）

第4条 乙は、甲に譲渡する資産及び負債の明細を記載した引継書を作成し、当該引継書とともに、譲渡財産及び関係帳簿類を、譲渡日に甲に引き渡すものとする。

2. 第2条の規定による譲渡財産の譲渡につき、権利義務の移転又は対抗要件具備のための登記、登録、承諾、通知等の諸手続を要するものについては、甲、乙が協力して可及的速やかにこれを行うものとする。

（資産の売却）

第5条 乙は、預金保険法附則第7条にいう協定銀行として甲との間で、本契

約によって甲が譲り受けない資産及び近畿産業信用組合が譲り受けない資産の範囲において、資産の売却に関する契約を別途締結するものとする。

(雇用関係)

- 第6条 甲は、乙の事業に従事している職員（嘱託、契約職員及びパート職員を含む。以下同じ。）の雇用関係については承継しないものとする。
2. 甲は、乙の職員を新たに雇用する場合は、乙と別途協議のうえ決定する。

(善管注意義務等)

- 第7条 乙は、本契約の締結の日以後譲渡日に至るまでの間において、善良な管理者の注意義務を持って業務を遂行し、かつ、譲渡財産を管理するものとし、これに重大な影響を及ぼす行為をなす場合には、あらかじめ甲と協議して実行するものとする。

(資金援助申請)

- 第8条 甲は、乙の事業を譲り受ける前提として預金保険機構に対し、預金保険法第59条に基づく資金援助を申請することとする。
なお、資金援助申請については、甲、乙が協力してこれを行うこととする。

(調査)

- 第9条 甲は、乙の業務及び譲渡財産の管理状況等について、事業譲渡に関する基本合意書締結後、事業譲渡日までの間、いつでも乙に報告を求め、又は甲自ら若しくはその指定する第三者が乙に立ち入り、乙の帳簿・書類等一切の資料を閲覧・謄写するなど必要な調査を行うことができるものとする。
2. 甲は、前項の調査に際し、乙の業務、社会的信用等に支障をきたさないよう十分注意するとともに、預金者に対する本人確認等を除くほか、第三者に対する照会等は乙の同意のもとに行うものとする。

(情報守秘義務)

- 第11条 甲及び乙は、他方当事者の事前の書面による同意なくしては、本契約に基づき知り得た情報を開示し、又は漏洩してはならない。
2. 前項については、公知の事実及び甲乙両者のいずれに対しても守秘義務を負わない第三者から知り得た情報、または、甲もしくは乙において株主総会または総代会、諸官庁等に対する届出、報告等を必要とする場

合には、この限りではない。

(合意解除条件)

第 12 条 次の各号の一に該当する事由が生じたときは、甲と乙は協議のうえ本契約を解除することができる。

- (1) 甲において預金保険法第 64 条第 4 項の預金保険機構との資金援助契約の締結ができなかつたとき。
- (2) 本契約締結から譲渡日までの間に、天災、地変その他甲乙の責に帰せざる事由により譲渡財産に重大な変動が生じたとき。
- (3) その他、本契約の目的の達成が困難になつたとき。

(契約解除)

第 13 条 乙が本事業譲渡契約書に定める義務を履行しない場合には、甲は本契約を解除することができる。

(総代会等の決議)

第 14 条 平成 14 年 4 月 30 日までに甲及び乙はそれぞれ取締役会または総代会等を開催し、本契約及び事業譲渡に必要な事業につき決議を求めるものとする。

但し、開催日については、手続の進行に応じ、必要あるときは、甲、乙が協議のうえ、これを変更することができる。

また、乙は裁判所の代替許可により総代会の決議に代えることができる。

(費用負担)

第 15 条 本契約書に定める事業を実施するために各当事者が要した費用は、各々が負担する。但し、第 9 条に定める費用はすべて甲の負担とする。

(契約の効力)

第 16 条 本契約は、第 14 条に規定する甲及び乙の取締役会または総代会等の決議並びに法令に定める関係官庁の認可が得られなかつたときは、その効力を失うものとする。

(協議事項)

第 17 条 本契約に定めのない事項であつて、本契約に基づく事業譲渡に関し必要な事情が生じたとき、又は本契約の条項について疑義が生じたとき

は、本契約の趣旨及び信義誠実の原則に従い、甲、乙が協議してこれを決定するものとする。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲、乙各代表が記名捺印のうえ、甲、乙各1通を保有するものとする。

平成14年3月28日

(甲) 東京都中野区本町二丁目46番1号
株式会社 整理回収機構
代表取締役 鬼追明夫



(乙) 京都市下京区四条通堀川西入唐津屋町520番地
信用組合京都商銀
金融整理管財人 高村正雄



金融整理管財人 出口治男



別表

譲渡対象資産一覧

(総括表)

(単位円)

| 資産区分 | 簿価 | 譲渡価格 |
|------|-----------|------|
| 貸出金 | 6,094,445 | 0 |

※明細別途添付

別表

譲渡対象負債一覧

(総括表)

(単位円)

| 負債区分 | 残高 |
|------|-------------|
| 預金 | 341,411,360 |

※明細別途添付